

漁業法

13条第1項

左の各号の規定の一に該当する場合は、都道府県知事は漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が第14条に規定する適格性を有する者でない場合
- 二 第11条第5項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があった場合
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

第14条 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

1. 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の3分の2以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。
 2. 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の3分の2以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。
- 2 特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許については、[第11条](#)に規定する地元地区（以下単に「地元地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに限り、適格性を有する。ただし、水産業協同組合法[第18条](#)第4項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。
1. その組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの
 2. 2以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの
 3. 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定する漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
 4. 第2項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項

に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、[第26条](#)第1項の規定は、適用しない。

6 [第11条](#)第5項の規定により公示された特定区画漁業権の内容たる区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前1年間に当該区画漁業を内容とする特定区画漁業権の存しなかつた水面である場合における当該特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許については、地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会あつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものに限り、適格性を有する。

1. その組合員のうち地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における当該漁業の免許については当該内水面において1年に30日以上漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。）の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

2. 2以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

7 第2項ただし書及び第3項から第5項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第3項及び第4項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「1年に90日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。

8 共同漁業の免許について適格性を有する者は、[第11条](#)に規定する関係地区（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第2項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。）であつて次に掲げるものとする。

1. その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

2. 2以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

9 第2項各号、第6項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合にお

いて、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

10 第3項から第5項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、第3項及び第4項中「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業を営む者」とあるのは「1年に90日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。

水産業協同組合法

（事業の種類）

第11条 漁業協同組合（以下この章及び第4章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

1. 水産資源の管理及び水産動植物の増殖

8. 漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）

（漁業の経営）

第17条 第19条第1項の規定により組合員に出資させ、かつその営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の3分の1以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第11条に規定する事業のほか、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。2 前項の規定により組合が漁業を営むには、組合員の3分の2以上の書面による同意を必要とする。

（総会の議決事項）

第48条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

8. 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

第49条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定める場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別決議事項）

第50条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

4. 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更